

【新・地方自治 2007:No.3】

税源偏在の是正策(2)

前回の新・地方自治 News (5/9)では、税収の偏在を是正する税制の見直しとして、消費税と地方法人課税の税源交換の方法(以下「税源交換方式」)を検討した。消費税と地方法人課税の税源交換とは具体的には、清算後の地域間偏在が小さい消費税(2005年度偏在度1人当たり税収2.0倍、東京集中度14.1%)1%分を国税から地方の税に移し、地域間偏在が大きい地方法人課税(同6.5倍、同25.8%)の消費税1%分に相当する地方法人課税約2.6兆円を国税に移す方法である。国税に移行する地方法人課税については、都道府県税、市町村税の2005年度決算額比率で計算し、地方に移す消費税については現行の清算方式によって計算すると、市町村税収も含めた都道府県全体の税収は、7都県で減となる一方で39道府県では増となる。一番大きく減少するのは東京都で3000億円強、次に愛知県の700億円弱、一番大きく増加となるのは北海道の600億円弱、次いで埼玉県の250億円強となり、税収の偏在が緩和される。緩和される程度をみると、地方消費税+地方法人課税2税で現行制度では税収最大の東京都と最小の沖縄県の間比率は、4.94対1であるのに対して、税源交換後は最大の東京都と最小の沖縄では3.59対1と大幅に緩和されている。以上の試算を市町村と都道府県に分けてみると、市町村分では極一部を除き全てが税収増となる一方で、都道府県分では30都府県で減少となり、税収が都道府県分でも増加するのは、17道県となる。

そこで、もうひとつの代表的な方法である地方法人課税2税の一定割合を地方共同税化(以下「共同税方式」)して消費税1%分と地方法人課税を税源交換した是正結果としての3.59対1に税収偏在を是正する方法を検討してみる。マクロ的に検討するため、地方共同税化した地方法人課税2税分の地方自治体への配分を人口・面積(5:5)の割合で試算すると、必要清算額は1兆8000億円弱となる。2005年度決算ベースでの地方法人課税2税の税収は7兆円強であるため、その25%を共同税化し配分することで税源交換方式と同様の是正が可能となる。なお、清算方式をさらに精緻に検討することでさらに少額の税額を精算することでも地域間偏在を是正することが可能になると考えられる。

税源交換方式は、消費税と地方法人課税を交換することで増減税を生じさせない中で地方自治体に安定的な税源たる消費税を厚く配分し、その結果として税収の地域間偏在を是正する仕組みとなっている。これに対して、共同税方式は、同じ地域間偏在是正を実現するために、国と地方の税源交換ではなく地方法人課税2税に消費税同様の清算方式を導入することで地域間偏在を是正する方式である。

共同税方式は、より小さな税収を清算することで同様の偏在是正を実現することが可能であり、また、地方税間での清算によって実現する方式である。その一方で、共同税方式は地方法人課税2税をベースとすることから税収の安定性に欠ける。また、本来、地方法人課税は応益的な負担を求めるものであり共同税化することは、地方自治体の財政規律や企業誘致のインセンティブを失わせるなどの問題点も指摘されている。